第６章　子どもの課題と子育てのあり方に係る検討・議論

本章では、子どもの課題や子育てのあり方に係る検討や議論の内容を紹介します。

ポイント

1　子どもの課題

- 戦後混乱期では、戦災孤児、引揚孤児の救済や保護、浮浪児や非行児等の保護や指導、栄養不良や伝染病に対する保健衛生が課題となっていました。
- 高度経済成長期には、工業化の進展が個々の家庭生活やライフスタイルを変化させ、共働き家庭が大幅に増加し、保育需要の高まりを促進させました。同時に、離婚の増加、ひとり親家庭の出現、家庭の機能変化による養育機能の低下などの諸問題が顕在化しました。
- 現代家族の特徴は「家庭のない家族」や「家族関係のない家庭」と言われ、夫婦関係の希薄化や偏った親子関係等の状態から、被虐待児の増加やひきこもり等、子どもの社会的問題が顕在化してきていると言われています。

2　子育てのあり方

- 1960 年代は兄弟姉妹が 4 人以上で、週一回は互いに交流を深めるなど、祖父母だけに子育てを依頼するよりも幅広い、親族を含んだ子育てネットワークが構築されていました。
- 1980 年代に入ると、都市部では祖父母兄弟が近隣におらず、1960 年代に見られた親族ネットワークが構築されなくなりました。一方、近隣の母親同士が協力しあう育児ネットワークが構築されはじめ、同時に育児ネットワークに入れない一部母親の「育児ノイローゼ」が社会問題化し始めました。
- 2000 年代は、乳幼児育児の孤立と育児不安が高まり、親族ネットワークの弱体化や育児ネットワークに入ることができない等により、祖父母を頼りにする家族子育てに回帰する傾向が見え始めました。
- 子育ては周囲の理解と手助けを得て行うもので、手助けを行う主体は親族、子育て世代ネットワーク、家族、社会と変遷しています。
- 「ワンオペ育児」、「イクメン」、「ワーク・ライフ・バランス」といった子育てに関わるキーワードからは、女性、男性、企業それぞれの子育てに対する意識が窺えます。

1　子どもの課題

（1）子どもを取り巻く社会の変化

「子宝に恵まれる」と言われるように、子どもは「宝」と呼称されています。万葉集にも「銀も金も玉も何せむに勝れる宝子に及しかめやも」(山上憶良)と詠まれているように、古くから「宝」と位置づけてきました。しかし、子どもの立場になってみると、その時代・社会の状況に応じて、位置づけが変わり、子どもが持つ課題も変遷を遂げてきました。

①戦前

1930 年代の日本は毎年 100 万人ずつ人口が増加していましたが、日中戦争の影響もあり、昭和 13 年（1938 年）には 30 万人ほどの人口増となり、人口増加率が大幅に後退しました。厚生省は危機感を抱き、昭和 14 年（1939 年）に厚生省予防局民族衛生研究会は「結婚十訓」を発表しました。

・一生の伴侶として信頼できる人を選びませう。
・心身ともに健康な人を選びませう。
・お互いに健康証明書を交換しませう。
・悪い遺伝のない人を選びませう。
・近親結婚はなるべく避けることにしませう。
・なるべく早く結婚しませう。
・迷信や因襲にとらはれないこと。
・父母長上の意見を尊重なさい。
・式は質素に届けは当日に。
・産めよ殖やせよ国のため。

最後の「産めよ殖やせよ国のため」から分かるとおり、この頃の子どもは国の戦力増強のための存在であり、子ども一人ひとりの人格を尊重するという思想はなく、国や社会の情勢に従うだけの存在と考えられていました。

②戦後混乱期

国内の主要都市の多くは空襲により焦土化し終戦となった中、両親や家を失った子どもや、食糧難のため栄養失調の子どもが多くおり、「戦災孤児」「引揚孤児」と呼ばれました。このような子どもの保護対策として、昭和 20 年（1945 年） 9 月に戦災孤児等保護対策要綱が公布され、昭和 21 年（1946 年）4 月には「浮浪児その他児童保護等の応急措置」、 9 月に「主要地方浮浪児保護要綱」と緊急の児童保護対策が打ち出されました。昭和 22 年（1947 年） 5 月には日本国憲法が施行されるとともに、厚生省児童局を設置し、児童福祉行政の推進が求められましたが、当時は戦災孤児、引揚孤児の救済や保護、浮浪児や非行児等の保護や指導、栄養不良や伝染病に対する保健衛生が課題となっていました。

③高度経済成長期

高度経済成長期に入り、工業化の進展が個々の家庭生活やライフスタイルを変化させ、共働き家庭が大幅に増加しました。共働き家庭の増加に伴い「ポストの数ほど保育所を」と言われ、保育需要の高まりを促進させました。同時に、離婚の増加、ひとり親家庭の出現、家庭の機能変化による養育機能の低下などの諸問題が顕在化しました。

保育所に子どもを預けられなかった親にとってベビーホテルは不可欠でしたが、法外の民間施設のため、乳幼児の死亡事故も発生しました。

急激な経済成長による社会的変化は核家族化や少子化などの家族形態の変化を生み、加えて、夫婦間や親子間、同胞間等の家族関係の希薄化を促進しました。

④1980 年代

保育所入所措置児童数が昭和 55 年（1980 年）を頂点に減少に転じたため、中央児童福祉審議会の「今後の保育対策の推進について意見具申」で示されたように、乳児保育、延長保育、夜間保育、障害児保育、一時的保育等の充実が課題と認識され始めました。また、小学校高学年、中学生間殺傷事件、いじめによる死傷事件など、親子関係、教師との関係、子ども間の関係に起因する事件が取り沙汰されました。

⑤1990 年代

平成元年（1989 年）の「1.57 ショック」以降、少子化対策が重大な政策課題であると認識され、1980 年代から指摘されていた多様な保育需要への対応が本格化し、平成 6 年（1994 年）にエンゼルプランが策定されました。

核家族化や都市化の進行等による家庭や地域の子育て機能の低下を背景に、平成元年（1989 年）に「家庭支援相談等事業実施要綱」が定められ、児童相談所における電話相談事業等が実施されるとともに、平成 6 年（1994 年）の「緊急保育対策等 5 か年事業」の一環として地域子育て支援センターの設置が進められ、育児不安についての相談指導や子育てサークルへの支援が始まりました。児童や家庭を取り巻く社会経済環境の変化に対応した見直しが必要という認識から平成 9 年（1997 年）に児童福祉法が改正され、児童養護施設等に附置される児童家庭支援センターが創設されました。

（２）現代社会における子どもの課題

現代家族の特徴として「家庭のない家族」や「家族関係のない家庭」と言われています。夫婦関係の希薄化や偏った親子関係等の状態から、被虐待児の増加、ひきこもり等、子どもの社会的問題が顕在化しています。

①虐待

子どもの社会的養護の中心は、かつては親の死亡や行方不明などの理由で、親と暮らせない子どもを公的施設に入所させて養育することでした。しかし、1990 年代以降、虐待を受けた子どもや配偶者からの暴力被害への支援も重要となりました。

児童虐待については、児童虐待相談件数が平成 2 年（1990 年）の 1,101 件から平成 30 年（2018 年）には 159,850 件（速報値）と増加しており、死亡事例も毎年 50～60 件発生しています。児童虐待が理由で養護施設に入所した子どもは、平成 20 年（2008 年）の 10,896 人（全体の 28.4%）から平成 25 年（2013 年）の 15,690 人（全体の 37.6%）に増加しています。

（件）　＜児童虐待相談件数の推移＞

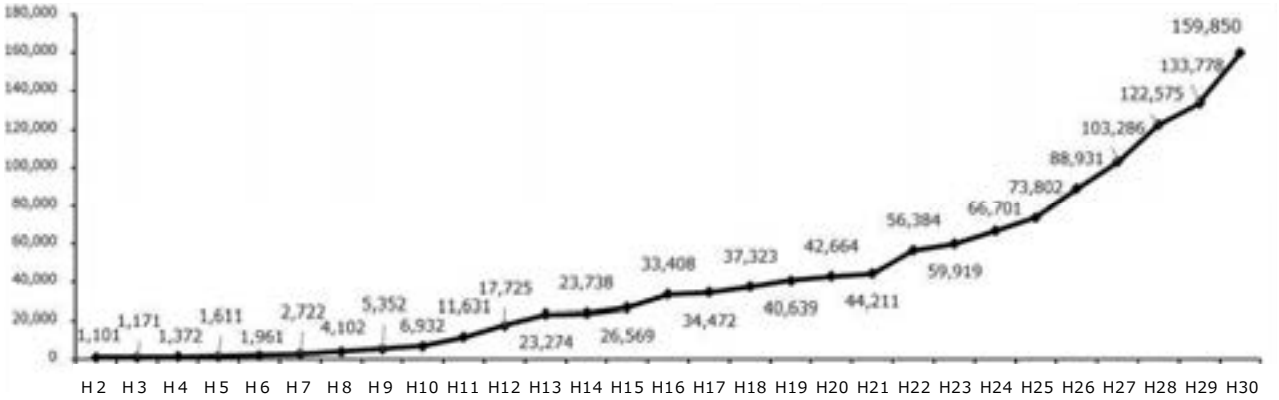

出典：『平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）』厚生労働省、令和元年（2019 年）

②不登校

不登校の小中学生は 1990 年代以降に急増しています。平成 3 年（1991 年）に小中学校合計で 66,817 人だった不登校児童生徒は平成 30 年（2018 年）には 164,528 人となっています。2000 年以降は横ばいの推移でしたが、平成 24 年（2012 年）以降、再び上昇傾向にあります。

＜不登校児童生徒数の推移＞

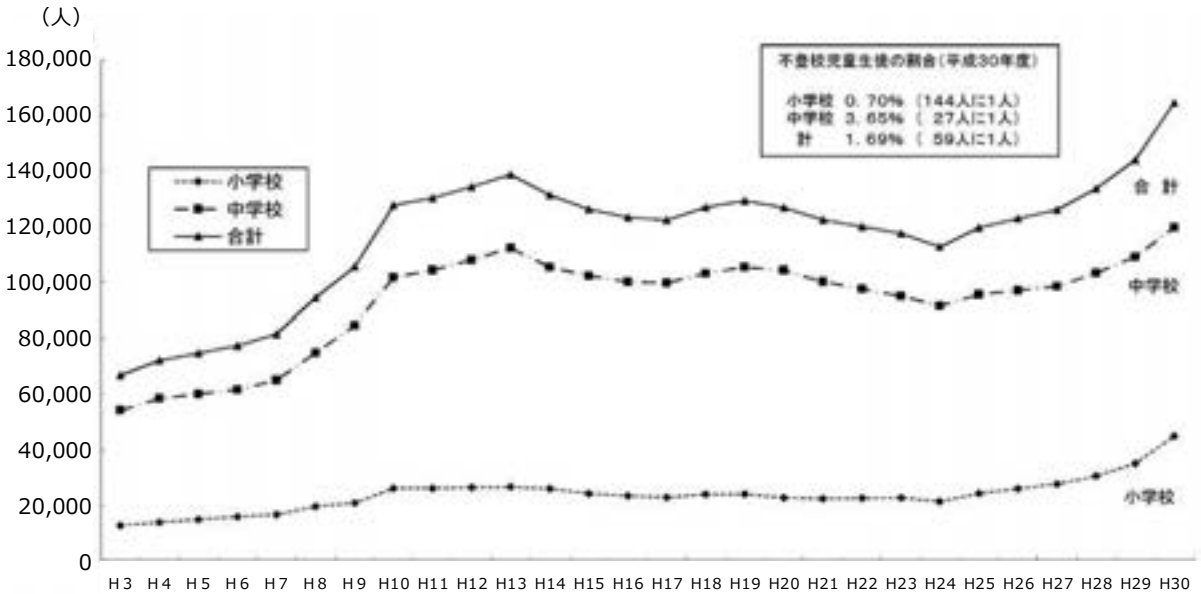

出典：『平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』文部科学省、令和元年（2019 年）

③ひきこもり

内閣府が平成 27 年（2015 年）に実施した「若者の生活に関する調査」では、広義のひきこもり（6 か月以上、外出しようとしない（または外出していない）人から、病気や妊娠、在宅での就業という理由の人と自宅で育児をしている専業主婦を除いた人）に該当する 15～39 歳が 1.57%、全国で約 541,000 人いると推計されています。はじめてひきこもりになった年齢は、19 歳までの割合が約４割です。また、ひきこもりになったきっかけは、「不登校（小学校・中学校・高校）」と「職場になじめなかった」が最も多い結果でした。

＜若者がひきこもりになった年齢＞

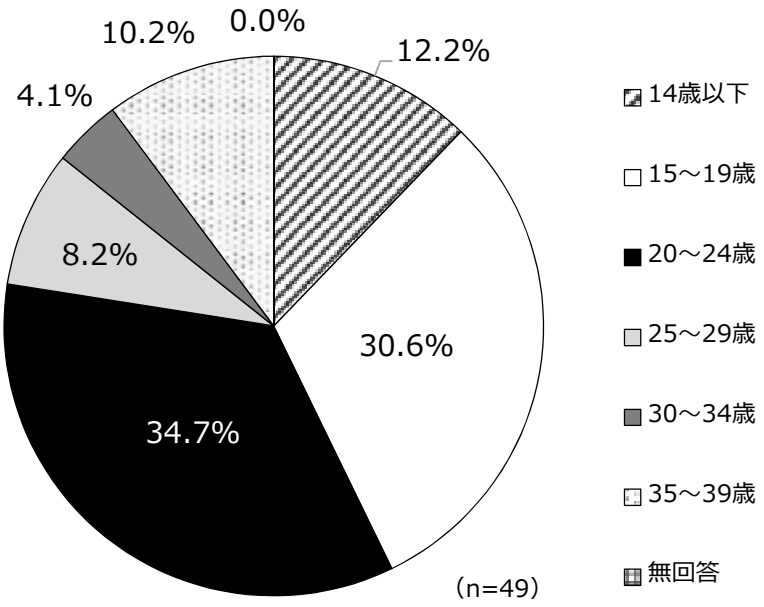

＜若者のひきこもりのきっかけ＞

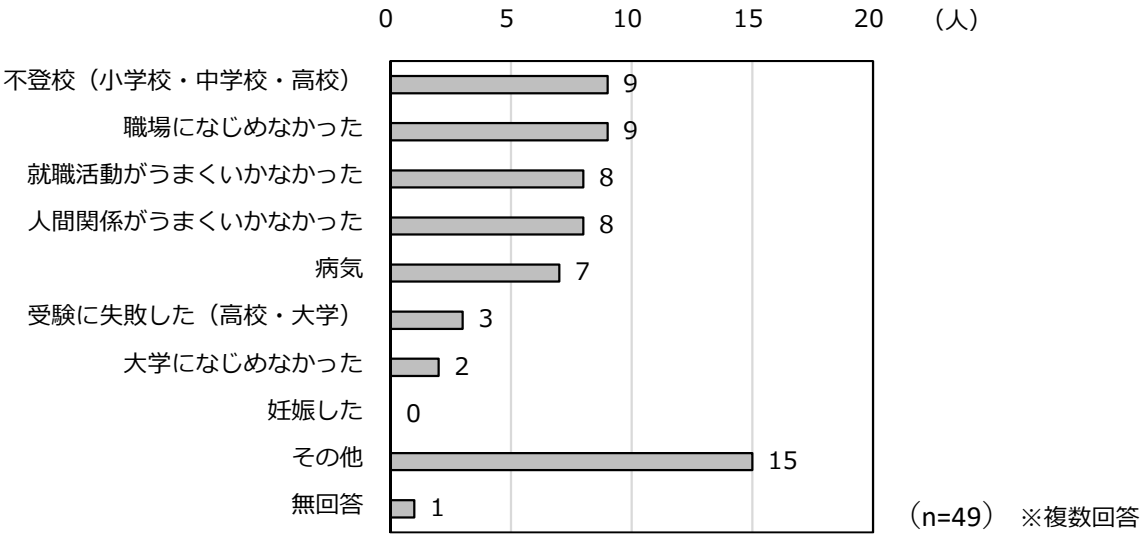

出典：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成 28（2016 年））

④いじめ

いじめの認知件数は近年急増しており、学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）におけるいじめの認知件数は、平成 25 年（2013 年）の 188,072 件から、平成 30 年（2018 年）の 543,933 件へと約 3 倍に増加しています。また、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」件数は、平成 25 年（2013 年）の 7,898 件が平成 30 年（2018 年）に 16,334 件へと倍増しており、近年の SNS 普及に伴って増加しています。

＜いじめの認知（発生）件数の推移＞

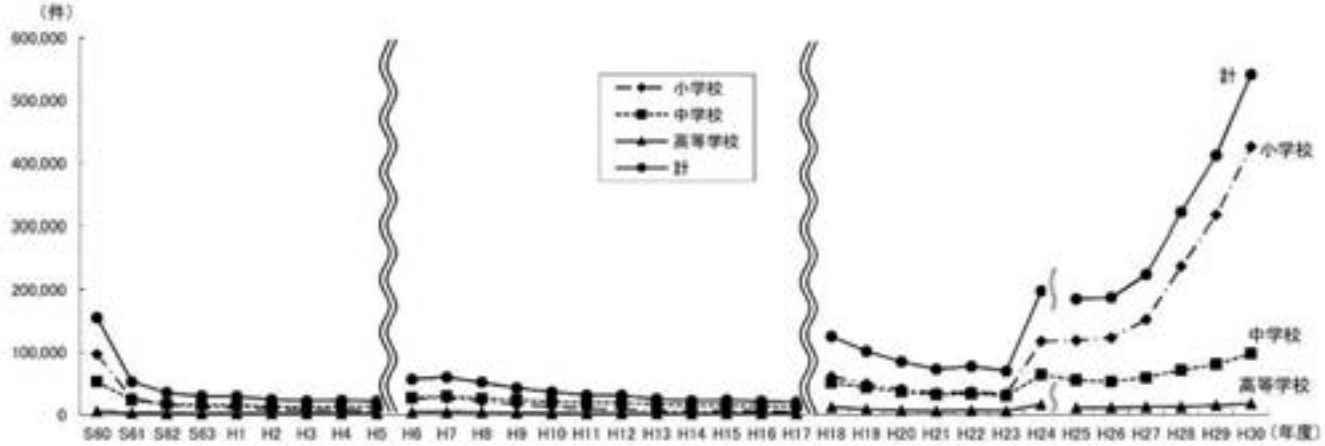

※平成 5 年度（1993 年度）までは公立小・中・高等学校を調査

※平成 6 年度（1994 年度）からは特殊教育諸学校、平成 18 年度（2006 年度）からは国私立学校を含める

※平成 6 年度（1994 年度）および平成 18 年度（2006 年度）に調査方法等を改めている

※平成 17 年度（2005 年度）までは発生件数、平成 18 年度（2006 年度）からは認知件数

※平成 25 年度（2013 年度）からは高等学校に通信制課程を含める

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程および中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

出典：『平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』文部科学省、令和元年（2019 年）

⑤性被害

児童ポルノ事件の摘発件数と被害児童数は近年増加傾向にあり、平成 21 年（2009 年）の検挙人員 650 人、被害児童数 405 人から平成 30 年（2018 年）には検挙人員 2,315 人、被害児童数 1,276 人となっています。

サイバー犯罪の検挙状況をみると、児童ポルノにおける被害として「児童自らが撮影した画像に伴う被害」が急増しています。SNS の普及により、気軽に自らの裸の画像をインターネットを通じて他人に送ってしまうことによる「自画撮り被害」が増加しており、引き続き SNS 等の危険性の啓発等が必要です。

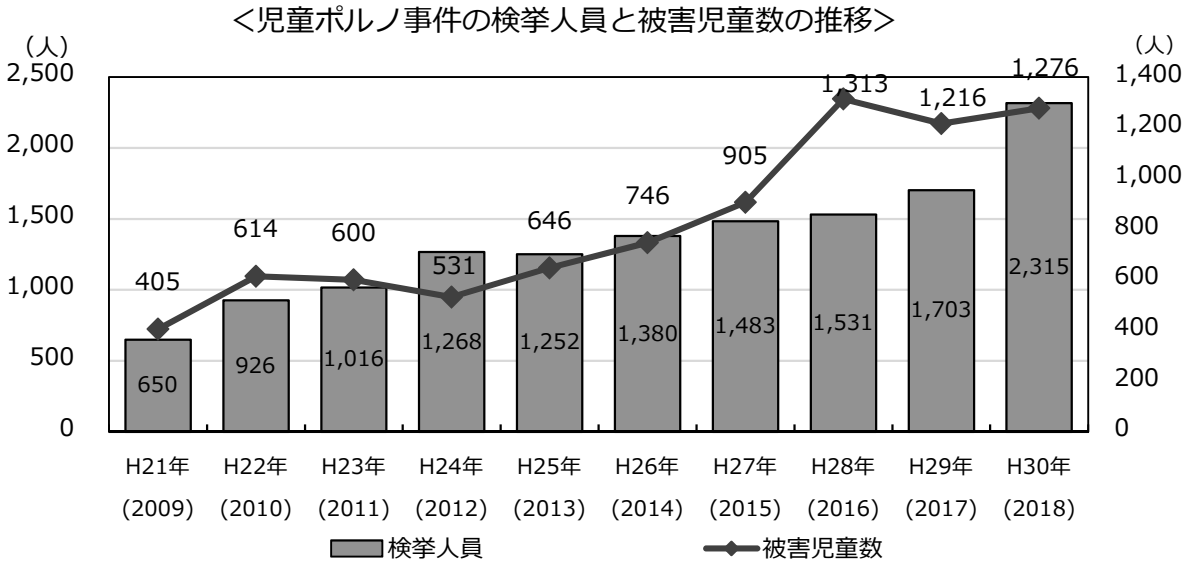

出典：『平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況』警察庁、令和元年（2019 年）

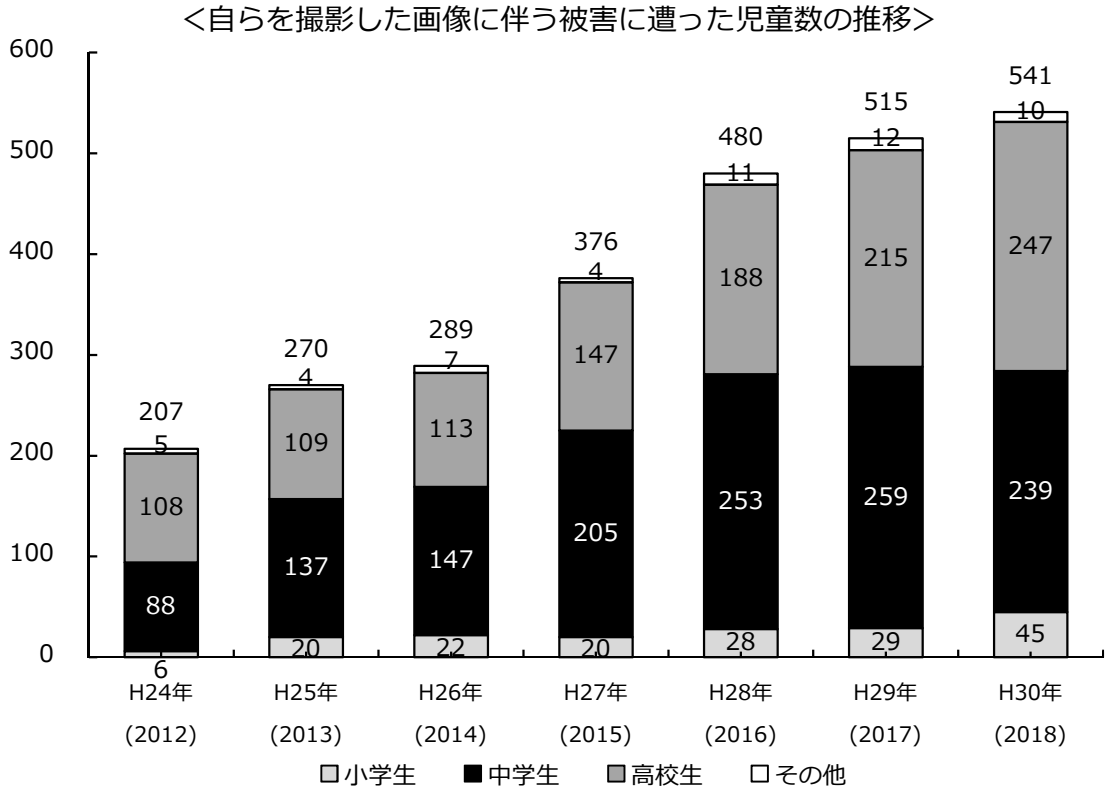

出典：『平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況』警察庁、令和元年（2019 年）

⑥生活困窮世帯の子ども

日本の子どもの貧困率は、平成 24 年（2012 年）16.3%、平成 27 年（2015 年）15.6%となっており、OECD の平均 13.2%（平成 25 年（2013 年））を上回っています。大人が 1 人で子どもを育てる世帯では 50.8%となっています。

子どもの貧困に対しては、平成 26 年（2014 年） 1 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されており、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現」に向けて、関連分野の総合的な取組として対策を推進することとされています。また、同法に基づき策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」により、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などが総合的に推進されています。

トピックス　生活困窮世帯の子どもの状況

貧困世帯に育った子どもは、大人になっても再び貧困に陥る可能性が高く、貧困の連鎖といわれるように子ども時代の貧困が次の世代に引き継がれる傾向が強いと言われています。

令和元年（2019 年）11 月、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、貧困の実態をより多面的に把握するための指標を拡充するとともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の各分野で施策を充実し、貧困の連鎖を食い止めるために、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくこととされました。

1．貧困とは

貧困には大きく分けて 2 種類あり、必要最低限の生活水準が満たされていない「絶対的貧困」と、大多数の平均と比較して貧しい「相対的貧困」があります。しかし、貧困の定義は国や機関によっても様々です。絶対的貧困の最も一般的な定義として「国際貧困ライン」（世界銀行）があり、1 日 1.90 ドル未満で暮らす人々と定義しています。1.90 ドルは日本円で 210 円程度、月額で 6,300 円程度の生活費ということになり、日本の生活扶助の基準額を大幅に下回っています。相対的貧困は、OECD においては「世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない人々」と定義されています。

2．日本における貧困について

OECD における相対的貧困に基づく日本の貧困率は 15.6%（厚生労働省「国民生活基礎調査」）（平成 28 年（2016 年））となっており、G7 中アメリカに次いで下から 2 番目の順位となっています。また、相対的貧困の基準となる貧困線は年間 122 万円となっています。

例えば収入が月 10 万円の年金収入のみの高齢者は、貯金や住居を所有しており生活に何の問題がなかったとしても相対的貧困に位置づけられます。

一方、平成 27 年（2015 年）に施行された生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者の定義として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」としており、明確な定義をしていません。

3．日本における子どもの貧困について

子どもの貧困について、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子どもの貧困対策に関する大綱においても明確な定義はなされていません。

しかし、経済的困窮状態にあることにより、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的に孤立したりして必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう状況に陥る可能性があります。

① ひとり親世帯の貧困

ひとり親世帯の約 9 割が母子世帯となっており、厚生労働省「平成 28（2016）年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯の平均年間収入は 243 万円、父子世帯は 420 万円となっています。また、母子世帯の母親の半数と、父子世帯の父親の約 3 割が非正規雇用となっています。

② 貧困の連鎖

生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率は、いずれも９割を超えています。

しかし、全世帯と比べると、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の高等学校等進学率は低い水準にあります。生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は低下傾向にあるものの、全世帯と比べて高い水準にあります。

＜子どもの高等学校等進学率の推移＞

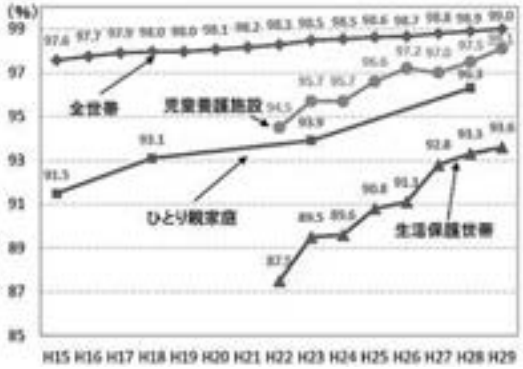

＜子どもの高等学校等中退率の推移＞

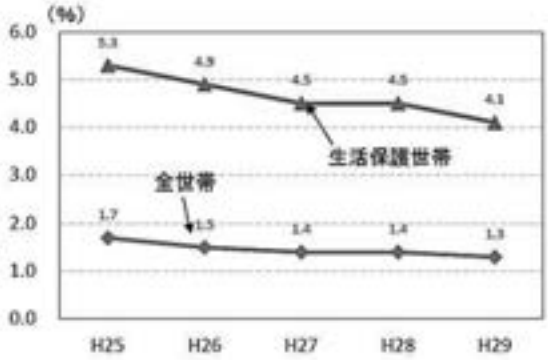

出典：『第９回 子供の貧困対策に関する有識者会議』資料２　内閣府、平成 30 年（2018 年）

大学等進学率をみると、全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設は大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっています。これは世帯年収別に見ても同じであり、大学への進学率は世帯年収に比例して上昇する一方、専門学校への進学や就職は下降しており、低所得世帯の子どもほど専門学校を選択しています。

＜子どもの大学等進学率の推移＞

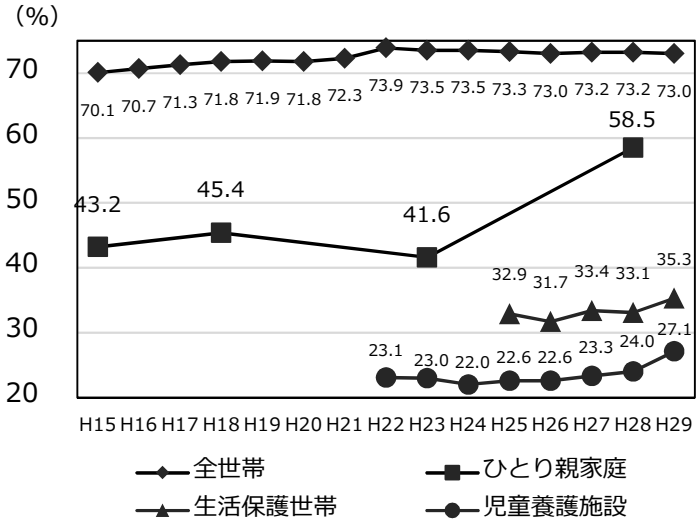

＜子どもの大学等進学率の内訳＞

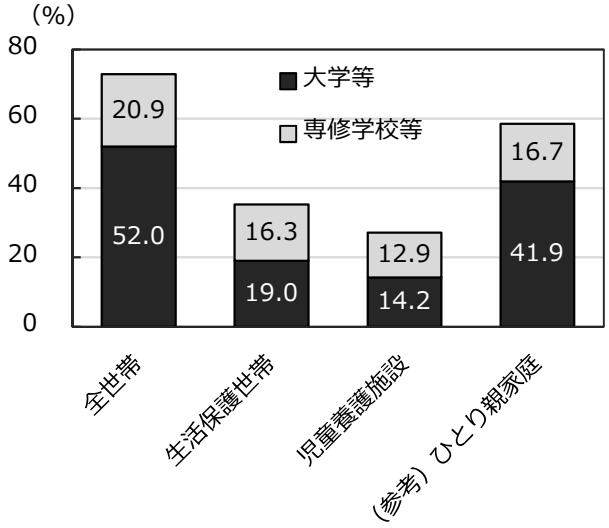

出典：『第９回 子供の貧困対策に関する有識者会議』資料２　内閣府、平成 30 年（2018 年）

＜両親年収別の高校卒業後の進路＞

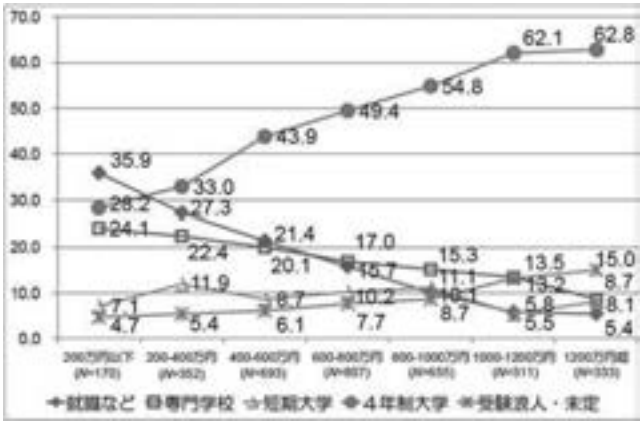

出典：『高校生の進路と親の年収の関連について』東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター、平成 19 年（2007 年）

教育別に見ると、男女ともに学歴が高いほど、高所得の仕事に就いている者の割合が高くなる傾向にあります。また、親の教育水準も子どもの教育機会に格差をもたらしているという研究結果もあります。

＜教育別　年間収入額＞

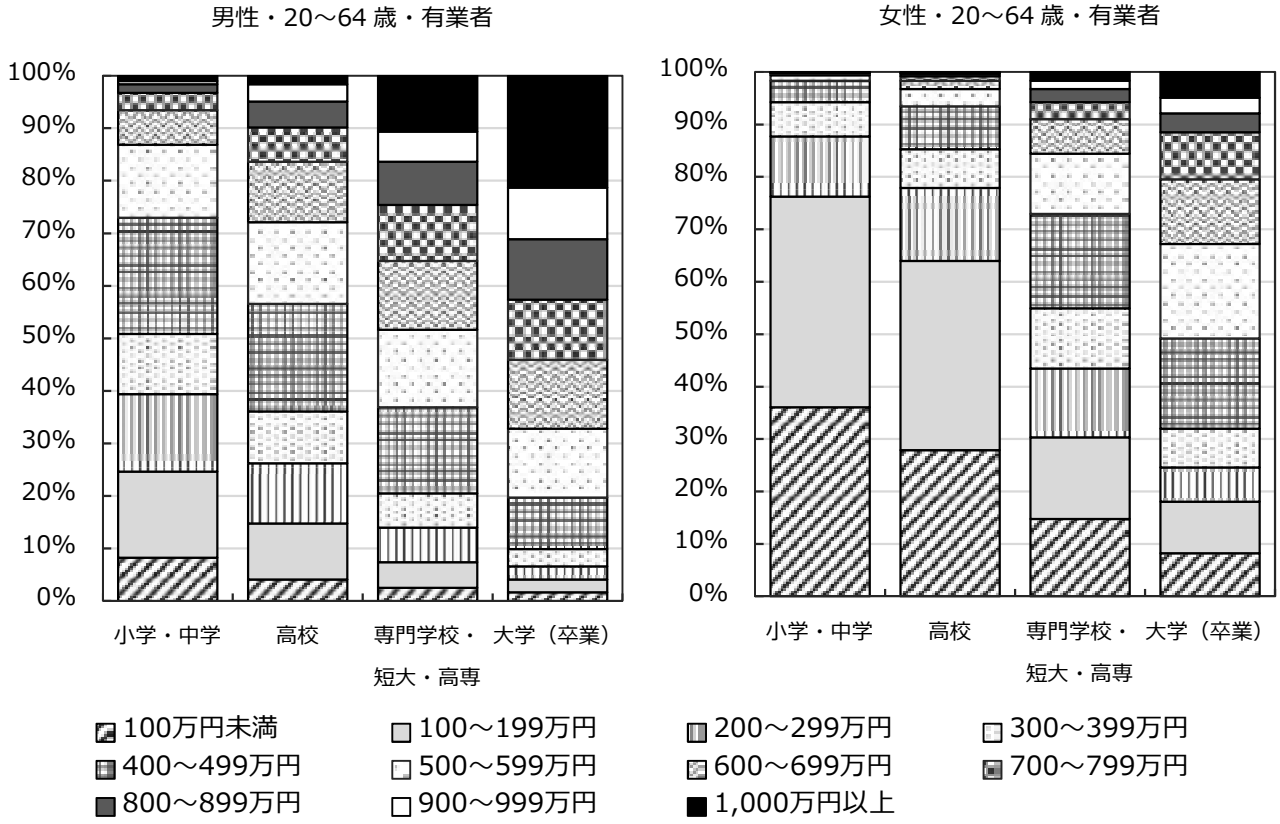

出典：「第 9 回 子供の貧困対策に関する有識者会議」資料 2　内閣府、平成 30 年（2018 年）

2　子育てのあり方

（1）子育ての変化

育児不安に関する調査結果[1]では、昭和 35 年（1960 年）から今日までの子育ての変化について次の報告がされています。

①親族ネットワークによる子育て（1960 年代）

近隣との接点を深く持たず、母親だけによる子育てと思われがちですが、親族と頻繁に協力し子育てをしていました。兄弟姉妹が 4 人以上という時代であり、週一回は互いに交流を深めるなど、祖父母だけに子育てを依頼するよりも幅広い、親族を含む子育てネットワークが構築されていました。

②育児ネットワークによる子育て（1980 年代）

1980 年代に入ると祖父母兄弟の人数が少なくなる世代となり、兄弟はいたとしても 2 人程度で近隣におらず、1960 年代に見られた親族ネットワークが構築されなくなっていきました。一方で、近隣の母親同士が協力しあう育児ネットワークが構築されはじめました。この流れは郊外よりも都市部で盛んとなり、子育てによる近所つきあいが形成されていきました。同時に、育児ネットワークに入れない一部母親の「育児ノイローゼ」が社会問題化し始めます。

③育児ネットワークに入れない母親が顕在化（1990 年代）

「公園デビュー」という言葉に象徴されるように、育児および近所つきあいによる母親のストレスが指摘されはじめました。母親に対する育児不安に影響する重要な要因として次の 2 点が示されています。

・父親の協力の欠如
（父親が子育てに関与せずとも聞き役になるだけで母親の孤立感は軽減される）

・母親自身の社会ネットワークの狭さ
（育児ネットワークに関わらず、趣味のサークルなどでも母親が孤立しないことが不安の軽減につながる）

④家族による子育てへの回帰（2000 年代）

乳幼児育児の孤立と育児不安が 1990 年代以上に高まり、親族ネットワークの弱体化や育児ネットワークに入ることができない等により、祖父母を頼りにする家族子育てにしがみつく傾向が見え始めます。

⑤社会全体での子育てへ（2010 年代）

子ども・子育てビジョンが制定され、親・家族による子育てから社会全体で子育てを支える方向性が示されます。

---

[1] 京都大学大学院文学研究科　落合恵美子教授による調査

（2）子育てに対する意識

「ワンオペ育児[1]」や「イクメン」、「ワーク・ライフ・バランス」という近年の日本の子育てに関わるキーワードから女性、男性、企業それぞれの子育てに対する意識を紹介します。

①ワンオペ育児

「ワンオペ育児」とは、配偶者の単身赴任など何らかの理由により、一人で仕事、家事、育児のすべてをこなさなければならない状態を指します。単身赴任の家庭は平成 14 年（2002 年）に 11 万 8,500 人だったところ、平成 24 年（2012 年）には 19 万 4,400 人と、10 年で約 8 万人増加しているともいわれています。母親一人を指す場合がほとんどで「ワンオペ育児ママ」という派生語もあります。単身赴任家庭のうち母親も仕事を持つ共働き家庭[2]においては、母親が自分で仕事もしながら家事・育児を一人で行うこととなり、朝から晩まで休む暇がない場合も多数あります。

一方で、男性の育児参加時間が昔に比べて増えているという見方があります。平成 3 年（1991 年）と平成 23 年（2011 年）を比較した場合、子どものいる世帯の有業の男性の育児時間は、20 代後半が 0.3 時間から 0.7 時間へと増加、30 代が 0.2 時間から 0.5 時間へと増加、40 代が 0.1 時間から 0.2 時間へと増加する等、20 代から 40 代までのすべての世代において僅かながら増加しています[3]。男性が育児にかかわる時間は増えているものの、約 5 割の女性が出産や育児によって離職しています。

＜第 1 子出生年別にみた、第 1 子出産前後の妻の就業変化＞

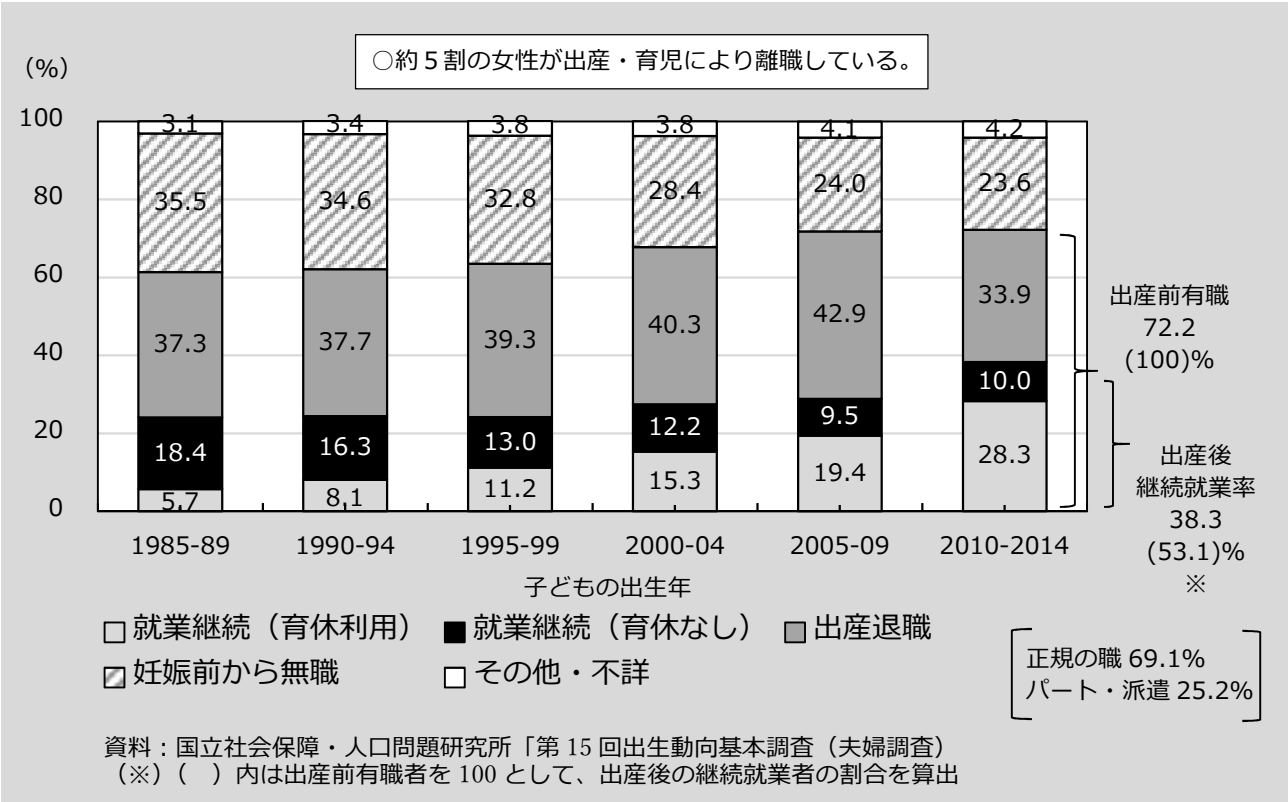

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）
（※）（　）内は出産前有職者を 100 として、出産後の継続就業者の割合を算出

出典：平成 30 年版 厚生労働白書

[1] 「ワンオペ」とは「ワンオペレーション」の略で、コンビニエンスストアや飲食店で行われていた 1 人勤務のこと。1 人ですべてをこなす過酷な状況から、それを行っていた企業がブラック企業だとして社会問題となった。こうしたブラック企業の「1 人ですべてをこなす」状況と近いことからネットを中心にこの言葉が使用されるようになったとされている。

[2] 共働き等世帯数の年次推移については 26 ページ参照。

[3] 『平成 25 年版厚生労働白書』

男性は仕事に専念し、女性は育児と家事をするものという考え方から、男性が育児や家事をするのが当たり前という考え方へと徐々に社会通念が変化していることは、育児と家事の負担を一手に担ってきた女性の大変さが「ワンオペ育児」という言葉によって可視化されてきたことも背景にあるのではないかという意見もあります。

東京都「未来の東京」戦略ビジョン（令和元年（2019 年）12 月）においては、「ワンオペ育児」による過大な負担や孤独感で、子育てする親が行き詰ってしまわないよう、働き方改革や職場の意識変革により夫婦で育児できる状況をつくるとともに、公的サービスや地域など社会全体で子育てをサポートし、子どもも親も笑顔で子育てが楽しいと感じられる社会を生み出すこととしています。

②イクメン

「イクメン」とは、「子育て（育児）をする男性（メンズ）」の略語です。単純に育児中の男性というよりはむしろ育児休暇を申請する、育児を趣味と言ってはばからないなど、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長するという考え方をもった男性を指します。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれるとされています。平成 22 年（2010 年）6 月、厚生労働大臣が少子化打開の一助として「イクメンという言葉を流行らせたい」と国会で発言し、男性の子育て参加や育児休業取得促進などを目的とした「イクメンプロジェクト」を始動させたのをきっかけに、同語は一気に浸透しました[1]。

「イクメン」に関しては否定的な意見も含めて様々な意見はありますが、「イクメン」という言葉が世に浸透してからは、少なくとも男性の育児に対する関心が高まり、積極的に育児に参加する男性が増えてきたのも事実です。育児休業の取得率も、男女で大きく異なりますが、平成 23 年度（2011 年度）以降、僅かながら増加率が上昇傾向にあります。

＜育児休業取得率の推移＞

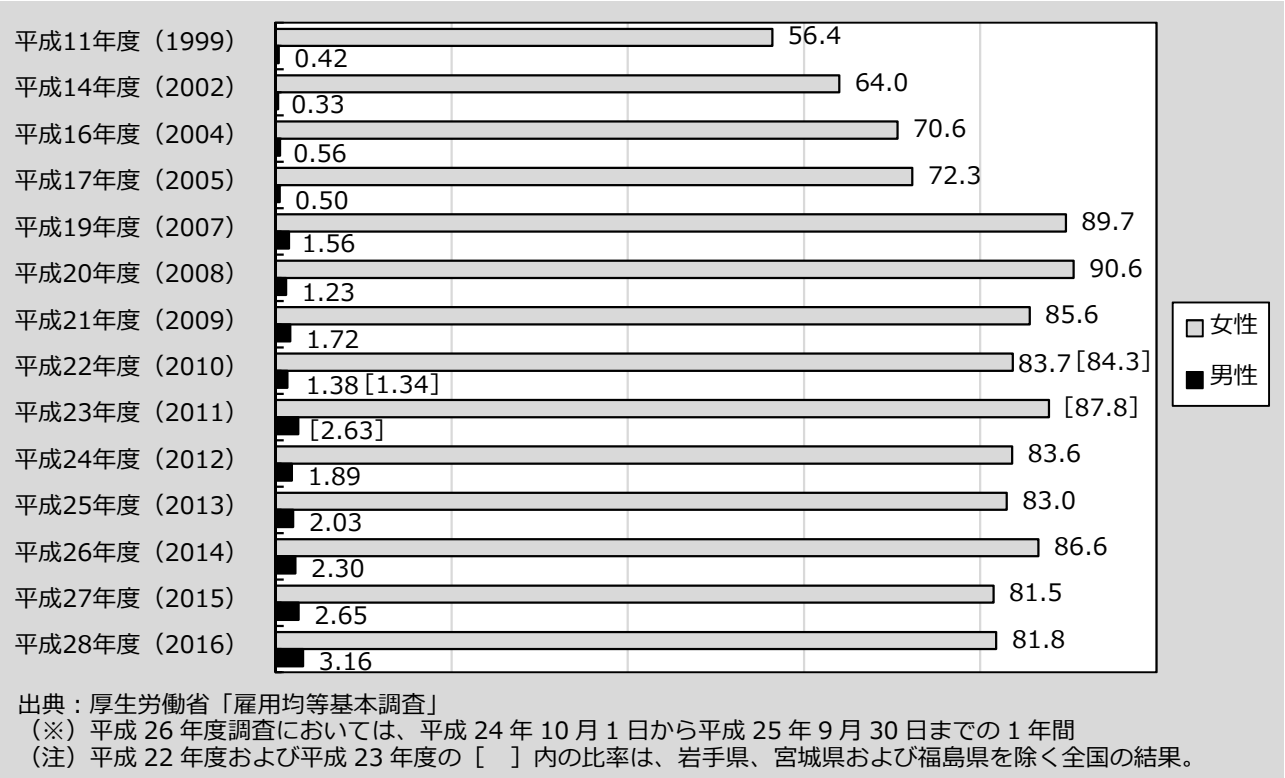

出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」
（※）平成 26 年度調査においては、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの 1 年間
（注）平成 22 年度および平成 23 年度の［　］内の比率は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

出典：平成 30 年版 厚生労働白書

[1] 出典　(株)朝日新聞出版発行「知恵蔵」

一方、「イクメン」に対する否定的な意見は、育児を積極的にする男性を否定するものではなく、「イクメン」という言葉が生み出された背景にある「子育てに女性の過大な負担を強いる社会」への問題提起や男性が育児をするのは父親としてはむしろ当たり前であるという価値観等が背景として存在するという見方もあります。

③企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組や考え方

「ワーク・ライフ・バランス」とは、ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別や年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくることとされています。1980 年代に米国企業のワーキングマザー向けのワーク・ファミリー・バランス(仕事と家庭の調和)施策などが世界的に広がり、日本でも少子化対策の育児支援として、政府の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議や、男女共同参画の視点、さらには企業の人材確保のための福利厚生や CSR(企業の社会的責任)など多様な側面で注目されてきました[1]。

＜週労働時間 60 時間以上の就業者の割合（男性・年齢別）＞

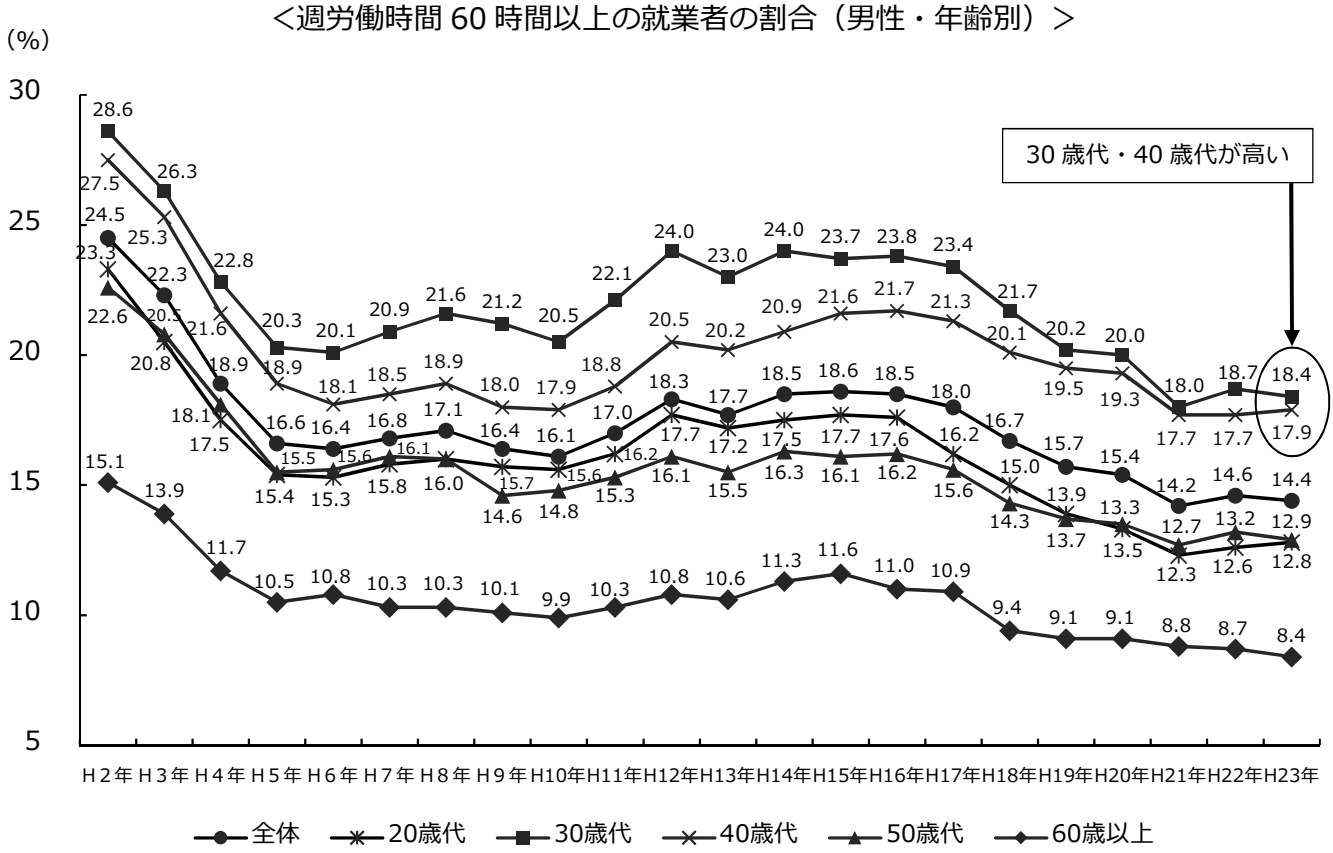

出典：内閣府ホームページ

週労働時間 60 時間以上の男性の割合は年々減少傾向にありますが、依然として、子育て世代が含まれる 30 歳代、40 歳代の割合が高く、5 人に 1 人程度の割合で、週労働時間が 60 時間を超えています。

年次有給休暇の取得率は、少しずつ増加していますが、従業員数 1,000 人以上の企業でも 6 割弱にとどまるなど、依然として低い状況です[2]。

---

[1] 出典　(株)朝日新聞出版発行「知恵蔵」

[2] 厚生労働省「就労条件総合調査」

（３）現代社会における子育て

家庭は、家族みんなの「居心地の良い居場所」（心の拠り所）であり、親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいの場です。また、「子どもを社会へ送り出すプロセス」（社会化）である子育てを行う場として、次の社会を担う子どもたちを育てる根幹です。

急速な核家族化や都市化は、地域における地縁的なつながりの希薄化を招き、子育ての知恵を伝え合う機会を大幅に減少させ、子育てをする親の孤立感や不安感、子育ての負担感を増大させる傾向にあります。特に、近年、子どもが事故や事件に巻き込まれて被害に遭うことが少なくないことは、子育て中の親の不安がさらに高まる要因の一つになっています。中央教育審議会[1]の「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」 においては、家庭と地域の子育てに関する基本的な考え方が示されています。

①子育てに関する基本的な考え方

子育ての基本となるものは家庭教育であり、保護者は子の教育について第一義的責任があります。家庭教育は親等が子どもに対して行う私的な教育のことであり、すべての教育の原点として、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自己肯定感、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものです。

子育てに関わる考え方はそれぞれの家庭において多種多様ですが、家庭の教育力向上に必要な視点として、親と子どもの主体的な「育ち合い」（共育）、地域全体での子育ての「支え合い」（共同）、多様性の認識の「分かち合い」（共生）という 3 つのポイントがあります。

②家庭の教育力向上に必要な視点

ⅰ 親と子どもの主体的な「育ち合い」（共育）

親の考えがすべて正しく、それを子どもに教えるというスタンスで子育てを行うのではなく、親も子育てを通して親として成長します。親も子どもとともに考え、親と子どもがともに育ち合うというスタンスに立つことが必要であると指摘されています。子どもへのしつけ（躾）は、社会に巣立つ子どもの視点を大切にすべきであるという意見もあります。

ⅱ 地域全体での子育ての「支え合い」（共同）

少子・高齢化が進み、子どもの数や全人口に占める子どもの割合が次第に減少し、地域において子どもたちの姿を見かける機会が少なくなっていることも、子どもや親子連れに対する寛容さの低下を招き、社会全体で子どもを受け入れる懐の深さが失われる一因と言われています。周囲の大人や子どもとの関わりが多かった時代と異なり、現在は子どもが自然と社会性を身につけることが難しい環境です。子どもたちが異年齢の様々な人と触れ合えるような、いわゆる「ナナメの関係」といったものを意図的に創り出す努力が必要です。子育てを個々の親の責任という観点だけから考えるのではなく、地域全体で子どもの成長をどう支えていくかという視点が大切です。

ⅲ 多様性の認識の「分かち合い」（共生）

今日の各家庭における子育ての考え方や価値観は多様化しています。家庭や子育てのあるべき姿に国等がどこまで関わるべきかについて考える際には、子育ての考え方や価値観の多様性

[1] 文部科学大臣の諮問に応じ、教育や学術、文化に関わる政策を審議して提言する機関。教育、学術、文化に関する学識経験者を委員とし、30 人以内の委員で組織する。また必要に応じて臨時委員、専門委員を置くことができる。

を尊重する姿勢を基本とする必要があります。都市化、核家族化、少子化、女性の社会進出といった多様化の背景として考えられる社会の変化を改めて確認、検証した上で、今後の子育てのあり方についての議論を行うことが大切です。

東京都は、2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために令和 12 年（2030 年）に向けて取り組むべき「戦略」を示した「『未来の東京』戦略ビジョン」を令和元年（2019 年）12 月に策定しました。

この中で、教育、人・地域社会に関する現在の強み、弱みを下表の通り分類し、令和 22 年（2040 年）の目指すべき未来として「子供を産み、育てたいと思う人で溢れ、少子化からの脱却に成功している東京」を打ち出し、成功例のイメージを次のとおり描いています。

・子供を安心して産み育てられる子育て環境が整備され、合計特殊出生率 2.07 は先進国最高水準となり、少子化からの脱却に成功している
・子育てに関する精神的・経済的なバリアがなくなり、子供を産み育てたいという希望を持つ人で溢れている
・企業・地域における多様な子育て施設の存在に加え、テレワークなど子育てに優しい働き方が基本となり、「待機児童」は死語になっている

【強み】 多様な人々が活躍できる素地がある	【弱み】 人々が暮らしやすいまちへ取組強化が不可欠
■ 性別・年齢・国籍・人種など、多種多様な背景を持つ人々が住んでおり、新たな価値の創造や多様性に富んだまちの実現につながる可能性を秘めている。 ■ 世界有数の長寿国であり、就業やボランティア活動など、地域社会で活躍する元気な高齢者が多く存在している。 ■ 子供から高齢者まで、誰もがいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、都や区市町村などによる多面的な支援策が講じられている。	■ 少子化に歯止めがかかっておらず、今後、将来の東京の主たる担い手である生産年齢人口が減少する。 ■ 都外からの流入者が多く、地縁のない人が増加する中、地域コミュニティが希薄化。 ■ 女性の就業率が高まっている一方で、子育てや働く環境など、女性が活躍しやすい環境整備は道半ば。 ■ 東京に暮らす日本人と外国人が、文化や風習の違いなどを相互に理解するための環境整備が不十分。